

第1章 中国の最新リサイクル関連法規制の実態

1 - 1 . 中国のリサイクルシステムと法規制

(1) リサイクルシステム及び環境規制に係る行政機構

1) 行政機構概観

中華人民共和国（以下、中国）は、独特の社会主義的市場経済を目指す人民民主体制を維持している。国家機構は、憲法に基づいて、国家元首で中国の顔となる国家主席、日本の国会に相当する立法府の全国人民代表大会（全人代）、国務院、中央軍事委員会、最高人民法院、最高人民検察院からなる。全人代を除く、5機関は全人代によって選出され、全人代とその常務委員会に対し責任を負う。

図1-1 中国の国家機構

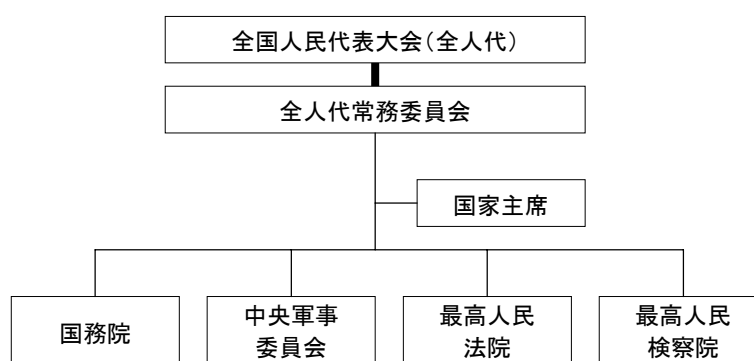


表1-1 国家機関の概要

全人代	国の最高権力機関。省、自治区、直轄市、特別行政区、軍隊によって選出された代表（任期5年）から構成されている。年1回開催。常設機関：全人代常務委員会。 職権 立法権：憲法改正、基本的法律の制定・改正 任免権：最高国家機関構成員・指導者の選出・決定・罷免 全人代常務委員会構成員 国家主席(胡錦濤)・副主席(曾慶紅) 国務院総理(温家宝)・副総理(黄 菊・呉 儀、曾培炎、回良玉)・国務委員(4人) 国務院の各部長・各委員会主任・会計検査長・秘書長 中央軍事委員会主席(江沢民)・その他構成員 最高人民検察院検察長 国の重大事項に対する決定権 国民経済・社会発展計画の執行状況の報告の審査・承認 国家予算の執行状況の報告の審査・承認 省・自治区・直轄市設置認可、特別行政区の設置 戦争と平和問題に関する決定 その他の最高国家機関に対する監督権 全人代常務委員会 ・全人代の閉会期間に最高国家権力と国家立法権を行使する。 ・構成：委員長(呉邦国)、副委員長、秘書長、委員。 国家行政機関等の職務を担当できない。 ・憲法の解釈、全人代の制定した法律以外の法律の制定・改正 ・法律の解釈権
-----	---

	・ 全人代の常設活動機関として各専門委員会があり、全人代常務委の指導を受ける。 環境・資源保護の専門委員会も含まれている。
国家主席	中国の国家元首、中国の対内・対外の最高代表 国家主席は独立した国家機関。 任期 5 年 職権 法律公布（法律否決権はない） 命令発布：全人代（常務委）の決定に基づいて任命 特赦令、戒厳令、戦争状態の宣言、動員令の発布 全人代常務委の決定に基づいて外国駐在の全権代表の派遣、召還 全人代常務委の決定に基づいて条約・協定の批准・破棄
国務院	中央人民政府、最高国家権力機関の執行機関、最高国家行政機関 構成：総理、副総理、国務委員、各部部长、各委员会主任、会計検査長、秘書長 総理は国家主席が指名し、全人代の決定を経て、国家主席が任免する。 国務院のその他構成員は総理が指名し、全人代（常務委）の決定を経て、国家主席が任免する。任期 5 年。

国家主席と国家副主席は全人代にて選出され、全人代の監督を受ける。1954 年の憲法により設置され、75 年の憲法改正により廃止されたが、82 年の憲法改正により再度設置された。現在、国家主席の主要権限は、法律の公布、国務院総理や各部部长の任命、外交活動などに限定されている。軍隊の指揮権は中央軍事委員会に移管され、政務は国務院の管轄下に入った。

なお、改革により社会主義的市場経済は発展しているが、国家による管理体制は全面的に否定されたわけではない。現在も中国共産党の指導的地位は不動であり、党が行政人事を支配するために、市長より党支部長がその地域の実権を掌握しているといえる。

○ 国務院

国務院が中央人民政府であり、中央行政機関である。1954 年に設立されて以来、対外的に中国を代表し、国内的には国家政権を指導してきた。82 年 12 月に責任制を強化する国務院組織法が公布されている。2003 年 3 月に組織改正が行われている。

2) 行政区画

現行の行政区画は、憲法第 30 条の規定によって、省、自治区、直轄市に分けられている。

表 1-2 憲法第 30 条の規定

第 30 条
1 . 中華人民共和国の行政区画の区分は、次の通りである。
1 . 全国を省、自治区及び直轄市に分ける。
2 . 省及び自治区を自治州、県、自治県及び市に分ける。
3 . 県及び自治県を郷、民族郷及び鎮に分ける。
2 . 直轄市及び比較的大きな市を区及び県に分ける。自治州を県、自治県及び市に分ける。
3 . 自治区、自治州及び自治県は、いずれも民族自治地域である。

また、必要に応じて特別行政区を設置することも明文化されている。省、自治区、直轄市は、中央直属の行政区とされ、現在、22 省（台湾を含めば 23 省）、5 自治区、4 直轄市（北京・天津・上海・重慶）に、2 つの特別行政区（香港、マカオ）がある。

表1-3 中国の省級レベルの行政地域

4 直轄市：北京市、天津市、上海市、重慶市			
22 省、5 自治区			
河北省	河南省	山西省	山東省
江蘇省	安徽省	湖北省	湖南省
江西省	浙江省	福建省	広東省
海南省	黒竜江省	吉林省	遼寧省
新疆維吾爾自治区	西藏自治区	寧夏回族自治区	内蒙古自治区
陝西省	甘肅省	青海省	広西壮族自治区
四川省	雲南省	貴州省	台湾省
2 特別行政区：香港特別行政区、澳門特別行政区			

地方行政区域は、上から省級（上記の22省、5自治区、4直轄市）、地区級（地級）、県級、郷級の4つのレベルに分けられている。図1-2、表1-4に示すように、直轄市を除く市には、地区レベルの市と県レベルの市の2種類があり、地区レベルの市では、さらに市直轄区、県があり、現在では広域行政的に県レベルの市も地区レベルの市の下に入っている。レベル的には、県レベルの市は、県と同列にある。なお、直轄市の区には、街道、鎮がある。

また、地区レベル市の直轄区にも、街道、鎮がある。

表1-4 中国の地方行政区の区分け(2001年10月)

レベル	内訳	総数
省	省 22、直轄市 4、民族自治区 5、特別行政区 2	33
地区	市 264、自治州 30、地区 33、盟(内蒙古自治区のみ) 6	332
県	市 394、県 1,494、自治県 116、旗(内蒙古自治区のみ) 49、自治旗(内蒙古自治区のみ) 3、地区レベル市の直轄区 804、その他 3	2,863
郷	鎮(15,223)、郷(32,956)	48,179

(郷級は、1993年)

地方人民政府は、地方における国家行政機関であり、国務院を頂点とする各レベルの政府の序列に従い命令・服従関係に置かれている。すなわち、同級の国家権力機関である地方人民代表大会および常務委員会、その一級上の行政機関に責任を負う。

省・自治区・直轄市の人民代表大会は、その地方の法規を制定する権利が与えられている。

国務院内部の階級と各レベル地方政府のそれは、表1-5、表1-6の通り対応している。例えば、国務院の部級機構（日本の中央省庁に相当する）は省レベル地方行政と国家行政機構上同列であり、部に所属する司、局は地区レベル地方行政と同列となっている。各級政府内では、縦に貫く部門別の指揮命令系統（「条条」）と、同級政府内の指揮命令系統（「塊塊」）が交錯し、「条条」から「塊塊」か、どちらの指揮命令系統の影響力が強いかで各級政府の諸部門は3種類に分類できる。が、現在では「条条」に対して「塊塊」の影響力が強まっている。

図1-2 中華人民共和国の地方行政機構の概略

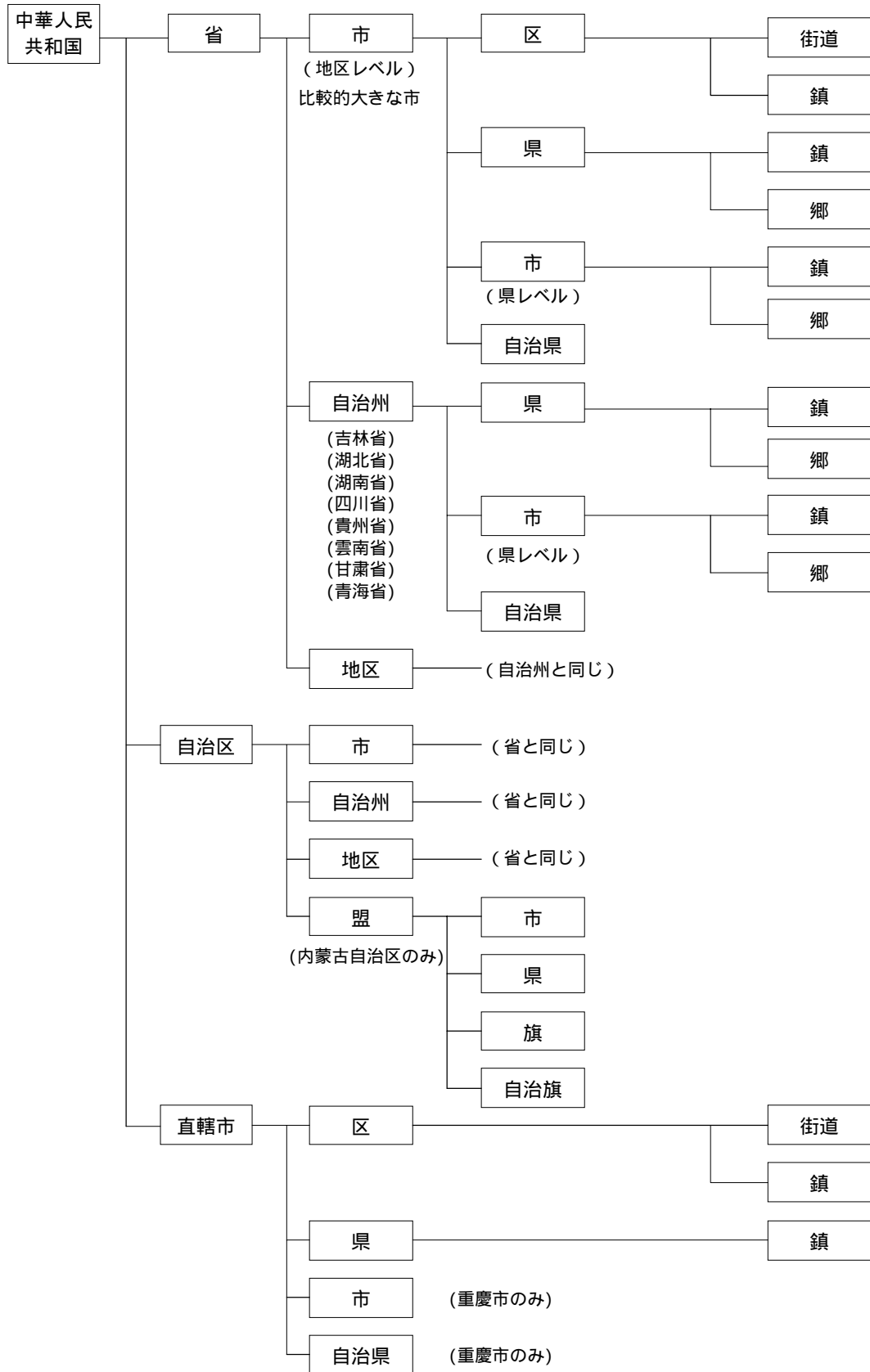


表1-5 中央政府と地方政府の部局に対比

中央(国務院)	省レベル	地区レベル	県レベル	郷レベル
部	省・自治区・直轄市			
司・局		地区・自治州・ 地区レベル市		
処			県・県レベル市・ 市直轄区	
科				郷・鎮

表1-6 中国の中央政府と地方政府による指揮の状況

	内容	代表的部門
「塊塊」優先	省政府の統一的な指揮命令を受け、国務院の主管部門からは業務上の指導のみを受けるもの	民政部
「条条」優先	国務院の主管部門の統一的な指揮命令に従い、省政府からは指導のみを受けるもの(中央在省機構)	中国人民銀行
双方の影響を受けるもの	省政府の統一的な指揮命令を受けると同時に、国務院の主管部門の指揮命令を受けるもの	会計検査局(「審計局」)

市場経済化が進行中の中国では、中央と地方との間で規範化された関係をどのように形成するかが問われており、市場経済システムに照応した制度改革が進められつつある。

一方、県(市)財政と郷(鎮)財政との関係が地域によって大きく異なる。郷鎮企業が発達した郷(鎮)が、豊かな経済力を背景として県政府から独立した財政基盤を形成しており、逆に農業以外の産業が未発達な地域では、制度としての郷(鎮)政府が未確立となっている。

3) 中央政府機構

1980年代より3度に渡って機構改革が行われたが、市場経済体制の枠組みが整いはじめ、企業経営方式の変化、国際経済化の進展に伴い、政府もこれに対処するために、4度目の改革が1998年に行われた。このときの改革では、国務院関係では、国務院弁公庁以外の部・委員会機構を40から29に削減、司・局レベルの組織については、200あまりを整理し、全体として機関数を1/4削減した。スタッフも半減されて約17,000名になった。

そして、今年2003年、3月の第10期全人代を経て、国家最高指導部の人事異動とともに、5度目の行政機構改革が行われた。

<改革の骨子>

2003年3月26日に開かれた国務院常務会議において、国際競争力の強化、国有企業改革の推進、金融機関の管理強化のために、経済関係部門を中心に、28の政府機構に再編された。新設されることになった国家発展・改革委員会、商務部、国有資産監督管理委員会の各々の組織機能、組織構成、人員体制についても検討され、組織機能がほぼ決められた。現在のところ、国家発展・改革委員会の組織構成が明らかになっているが、その他の組織並びに人員体制については、正式な発表がない。

なお、この改革により、従前の国家経済貿易委員会(以下、経貿委と称す)は3つに分かれることになった。

○ 国際競争力の強化：「商務部」、「国家発展・改革委員会」の設置

経貿委の一部門である国内取引管理部門と、対外貿易経済合作部が統合して「商務部」が設置された。商務部は、国内外貿易業務の発展及び WTO 加盟後の需要に適応し、健全、統一、開放、競争かつ秩序をもつ市場システムを形成させる役目を持つ。主に中国国内外の貿易及び国際経済協力を担当することになる。商務部の設立は、中国の国内外貿易の分割管理、国内外市場の分割及び輸入輸出の割当額管理体制の終焉に意味すると考えられる。

さらに従前の国家発展・計画委員会が、経貿委の一部を取り込んで新たに「国家発展・改革委員会」が設置された。新設委員会は、長期経済計画、財政金融政策への参画、産業構造調整、環境保護、中小企業振興、雇用対策と極めて広い分野を担当するが、機能的にみれば、経済と社会発展政策の総合的策定、総体経済体制改革を指導するマクロ的な調整となっている。これは、今まで何でも管理する政府から限られた権限をもつ“小さい政府”への転換に意味する。

○ 国有企業改革の推進：「国有資産監督管理委員会」の設置

経貿委の中の国有企業の再編・吸収合併・破綻の管理担当部門、財政部の国有企業の収益、財産権の管理担当部門に加えて、国家発展・計画委員会、人事部、労働・社会保障部などの部・委、さらに共産党の中央組織部と中央企業工作委員会（経営者の人事権を持つ）に分散していた国有資産の管理機能を一元化するために、国有資産監督管理委員会が設置された。これまでの改革でも経営改善が進展しなかったために、今後、当委員会のもとで、売却・解体・統合を含めた一段と進んだ改革がなされると見られている。

○ 金融機関管理の強化：「中国銀行業監督管理委員会（銀监会）」の設置

中国人民銀行（中央銀行）の銀行監督管理機能を独立させ、共産党中央金融工作委員会を吸収して設立。

今年 3 月の改革により、國務院を構成する機構で國務院弁公庁以外の部・委員会の編成は次の通りと考えられる。

1) マクロ調整部門（3 機関）

国家発展・改革委員会、財政部、中国人民銀行

2) 専門経済管理部門（8 機関）

商務部、国防科学技術工業委員会、建設部、鉄道部、交通部、情報産業部、水利部、農業部

3) 教育・科学技術・文化・社会保障・資源管理部門（5 機関）

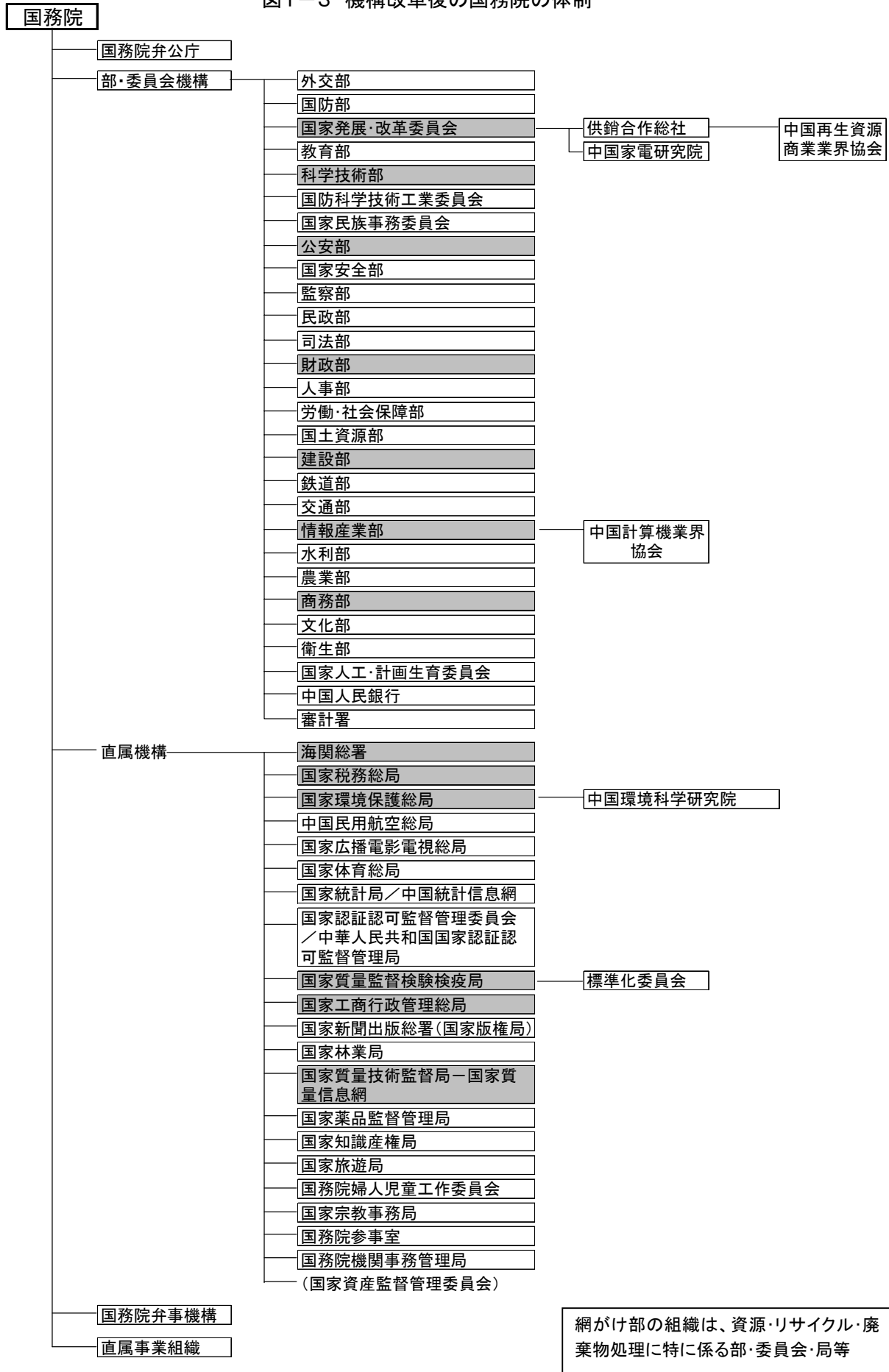
教育部、科学技術部、人事部、労働・社会保障部、国土資源部

4) 国家政務部門（12 機関）

外交部、国防部、国家民族事務委員会、公安部、国家安全部、監察部、民政部、司法部、文化部、衛生部、国家人工・計画生育委員会、審計署

図 1-3 に改革後の國務院の体制を示した。部・委員会の下部組織は、廃棄物・リサイクル等に係る主な部署のみを記載したものである。

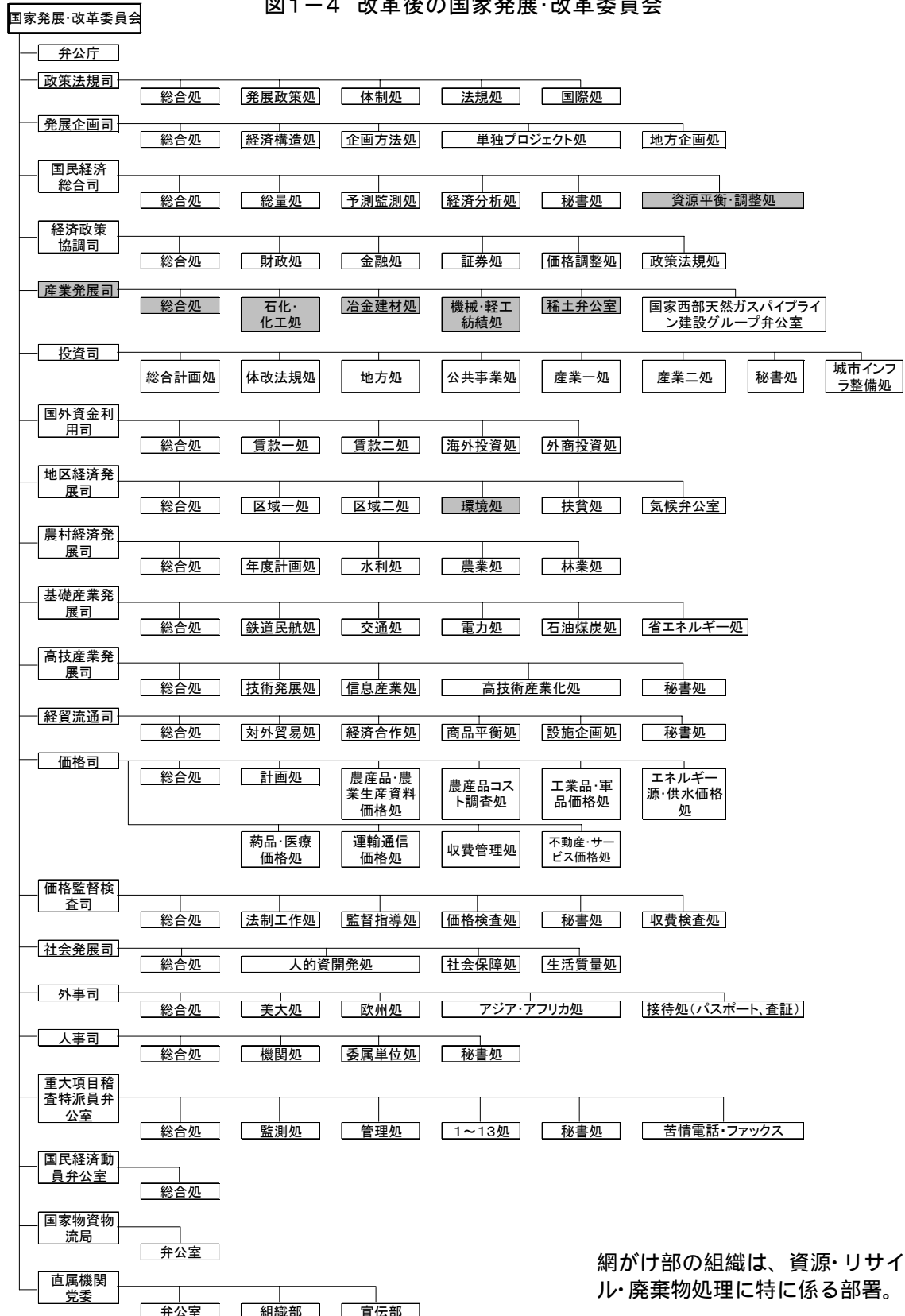
図1-3 機構改革後の国務院の体制



○ 国家発展・改革委員会

2003年3月の機構改革によって、図1－4に示す組織になった。廃棄物・リサイクルに係る部署は、国民経済総合司の資源平衡・調整処、産業発展司全体、地区経済発展司の中に環境処とみられる。

図1－4 改革後の国家発展・改革委員会



網がけ部の組織は、資源・リサイクル・廃棄物処理に特に係る部署。

国家発展・改革委員会は、経済と社会発展全般に渡る総合的政策、またそのための経済体制の改革を指導するという立場にあり、組織的にみても、従前の国務院を小さくしたような絶大な権力をカバーする極めて有力な機関である。

特に中・長期的観点から経済全体をマクロ・コントロールするために、重要なインフラ、資源、基礎産業、ハイテクを含む産業全体、また地域社会開発、価格政策、貿易流通、そして環境保護政策、外事関係まで広範囲にわたっている。

□内は、委員会の委嘱機関である。

宏観（マクロ）経済研究院 中国交通運輸協会 中国設備管理協会 中国施工企業管理協会 中国工程咨 協会 中国物価出版社 中国経済指報 社 価格監測センター 国家物資儲備調省センター 国家発展計画委員会価格認証センター 国家情報センター 中国計画出版社

○ 国家環境保護総局

国家環境保護総局の主要な役割を表1-7に示した。このうち廃棄物行政に係る主要部署は、汚染控制司の固形廃棄物・有毒物質管理处である。汚染物質排出料金を担当する監督管理司も廃棄物行政に係っている。

表1-7 国家環境保護総局の内部組織（網がけは廃棄物・リサイクルに特に係りの深い部署・役割）

名称	役割
弁公庁（宣伝教育司） Administrative Office (Dep. of Education and Communications) 処 総局長室 秘書処 総務処 文書管理处 放射能環境管理・緊急事態対応処 教育・広報処	・ 局内業務の統合・協調における局長・副局長の援助 ・ 内密情報の収集・文書化 ・ 人民からの書簡・訪問者の対応及び苦情処理 ・ 重大な環境汚染事故及び省間環境紛争に関する調整処理・広報 ・ 環境教育・宣伝広報・公表の計画の策定・履行及び公的機関及びNGOの参加促進 ・ 環境保護活動の表彰及び国際環境賞への推薦
規劃・財務司 (Dep. of Planning and Finance) 処 総務処 計画・統計処 投資・財務処	・ 国家環境保護計画の策定 ・ 環境に係る統計、情報収集及び関連規則の策定 ・ 都市総合計画の中の環境保護内容の審査 ・ 全国汚染物質排出量抑制管理の国家計画及び中国越世紀グリーンプロジェクト計画の策定及び履行の編成 ・ 中央政府助成環境保護項目の審査 ・ 国家環境状況公報の発行 ・ 重点都市・流域の環境状況を定期的な公表 ・ 国家持続可能な発展大綱策定への参画
政策法規司 (Dep. of Policies, Laws and Regulations) 処 政策調査処 立法処 施行・監督処	・ 国家環境保護政策、法規の制定及び行政規章の制定 ・ 重要な経済・技術政策、発展計画、重要な経済開発計画の環境影響評価の実施 ・ 環境行政処分に係る業務 ・ 国家環境法律及び種々の地方政府並びに司による法規の施行状況の審査
行政体制・人事司 (Dep. of Human Resources and Institutional Affairs) 処 組織再編成処 人事管理处 能力開発管理处	・ 総局の組織編成・人事管理 ・ 全国環境保護行政表彰の展開 ・ 国家環境システムの行政管理体制の改革・標準化の導入
科技標準司 (Dep. of Science, Technology and	・ 環境保護科学技術研究及び技術導入の統合・調整 ・ 重要な環境技術及びモデルプロジェクトの編成

Standards) 処 科学技術処 環境標準処 技術政策・環境産業処	・ 環境保護技術研究開発成果の管理 ・ 環境保護産業の標準の策定 ・ 全国環境管理システム及び環境ラベル認証の管理 ・ 環境保護資質認可制度の整備・確立及び環境保護産業の促進
汚染控制司 (Dep. of Pollution Control) 処 総務処 水質汚濁管理処 大気騒音管理処 固形廃棄物・有毒物質管理処	・ 大気、水、土壌、騒音、固体廃棄物、有害化学物質、自動車排ガスの汚染防止管理に係る法律・法規の施行の制定・推進 ・ 汚染物質排出登録報告、汚染物質排出許可、汚染源管理及び標準適正排出の限度、危険廃棄物取扱営業許可、有毒化学物質輸出入登録並びに行政代執行等の環境管理システムの履行推進 ・ 環境機能化地区の統合 ・ 重要河川流域・地域の汚染防止及び管理計画の実行の制度化・監督及び再生原料として使用するための廃棄物の輸出入認可
自然生態保護司 (Dep. of Nature and Ecology Conservation) 処 生態環境管理処 自然保護・種管理処 海洋環境管理処	・ 自然、生態保護に係る法律・法規履行の制定・監督 ・ 生物多様性保護計画の策定 ・ 国家自然回復計画の推進 ・ 新規整備各種国立自然保護区の審査・許可に係る意見の提出 ・ 国立自然保護区の監督・管理 ・ 自然資源の開発からの環境保護の監督 ・ 採掘地域の回復の指導・モニタリング ・ 海洋環境保護管理監督及び沿岸プロジェクト及び土地利用活動に係る管理 ・ バイオテクノロジーの環境安全管理 ・ 農業生態保護及び国家生態モデル地域整備・エコ農業の推進
核安全・輻射環境管理司 (国家核安全局) (Dep. of Nuclear Safety and Radioactive Environment Management) (National Nuclear Safety Administration) 処 総務処、原子力処 核反応器処 核物質処 輻射環境管理・緊急対応処 放射性廃棄物管理処	・ 原子力の安全、輻射環境、放射性廃棄物の管理の実行並びに関連方針及び法規の制定 ・ 原子力及び輻射環境事故への緊急対策への参画 ・ 原子力施設の安全管理、電磁輻射、原子力技術応用、放射性鉱産資源の開発利用にともなう汚染防止業務及び包括的監督 ・ 核物質管理、原子力設備の安全、関連する国際協定合意の実施
監督管理司 (Dep. of Supervision and Management) 処 開発・建設管理監視処 環境影響評価処 環境実施調査処	・ 開発・建設活動に対する環境影響評価についての環境管理規則、“三同時”及び汚染物質排出料金等の制定・実行 ・ 環境モニタリング、及びそのネットワークの管理 ・ 異なる地域、流域、部門を含む重大な環境紛争への指導・調整 ・ 重大な環境汚染及び生態破壊事故の調査・処理 ・ 地方環境と都市環境の包括的改善
国際合作司 (Dep. of International Cooperation) 処 総務処 国際機構処 二国間協調処	・ 環境分野における国際活動協調への参加 ・ 多層環境合意の交渉への参加 ・ 多層環境合意に向けた交渉機能並びに国内履行への管理・調整 ・ 環境保護システムに関わる国際経済協力の管理 ・ 環境分野における越境環境汚染と対外事項の解決 ・ 中国UNEP使節ミッションの監督 ・ 国際環境機構の中心的活動及び国際環境開発共同中国会議に係る日常業務

国家環境保護総局の「直属事業」（外郭団体であり、財団法人あるいは企業として独立採算制をとっているもの）として、表1－8に示した組織がある。廃棄物・リサイクルに関しては、特に中国環境科学研究院の重要度が高い。科学院は、中国の重要な研究開発機関として、全国レベルでの環境問題解決、環境戦略などの分野における意思決定に科学的技術的な支援を与えるために、環境科学技術研究開発、環境計画、環境汚染防止管理、環境プロジェクトデザインを担当してい

る。科学院の中に、大気環境科学研究所、水環境科学研究所、固体廃棄物汚染控制技术研究所、環境標準研究所、環境生態科学研究所、環境生物工程実験室、環境浄化材料実験室、さらに、クリーン生産センター、国際合作センターなどを有している

表1-8 国家環境保護総局の直属事業単位

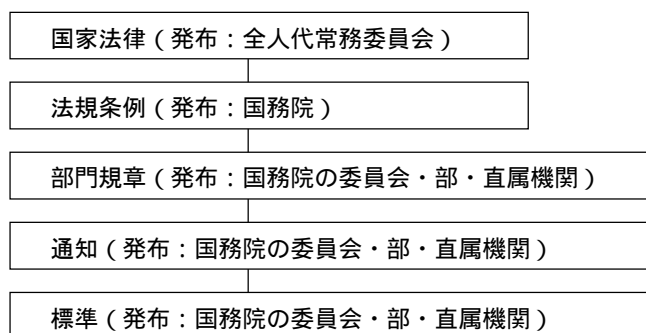
国家環境保護総局環境応急事故調査センター	国家環境保護総局宣伝教育センター
国家環境保護総局機関サービスセンター	国家環境保護総局情報センター
国家環境保護総局環境保護对外合作センター	中国環境報社
中国環境科学研究院	中国環境科学出版社
国家環境保護総局環境計画院	国家環境保護総局核安全センター
国家環境保護総局環境工程評価院	国家環境保護総局南京環境科学研究所
国家環境保護総局化学品登記センター	国家環境保護総局華南科学研究所
中国環境監測総ステーション	国家環境保護総局北京会議・訓練センター
中日友好環境保護センター	国家環境保護総局興城環境管理研究センター
国家環境保護総局環境経済政策研究センター	国家環境保護総局北戴河環境技術交流センター
国家環境分析測試センター	

（２）リサイクルシステム全体に関する法規制動向

１）法体系

法体系と発布（公布）の関係は、全人代常務委員会が発布する国家法律、国務院が発布する法規条例、これらを受けて国務院の各委員会・部・直属機関が発布する部門規章、通知、標準がある。

図1－5 中国の法体系



部門規章には、方法や規定とともに、関連して作成される政策や技術政策なども含まれる。目録も、方法や規定に関連したものである。標準は、国家標準と部門標準に分けられている。

環境・廃棄物処理・クリーン生産に係る主な法規制と発布単位の関係、また法規制の対象となる内容の関係を、表1－9に示した。さらに、環境・廃棄物処理・クリーン生産に係る規章とその根拠となる国家法律及び法規条例の関係部門規章の関係を、表1－10に示した。

以下に、分野毎に法規制の関係を示した。

○ 環境保護法

1989年に環境保全全般に関する基本法「中華人民共和国環境保護法」が改正施行されている。

下図に示すように、法体系上、同じ国家法律であるが、環境保護法が総合的な基本法にあたる。なお、海洋環境保護法は、海洋海域の環境全般について定めた法律である。

環境保護法の制定時(1989年)では、循環型社会やエコプロダクトなどのコンセプトが生かされていなく、中国の環境法の専門家の間では、環境保護法を修正すべきとの声が出始めている。

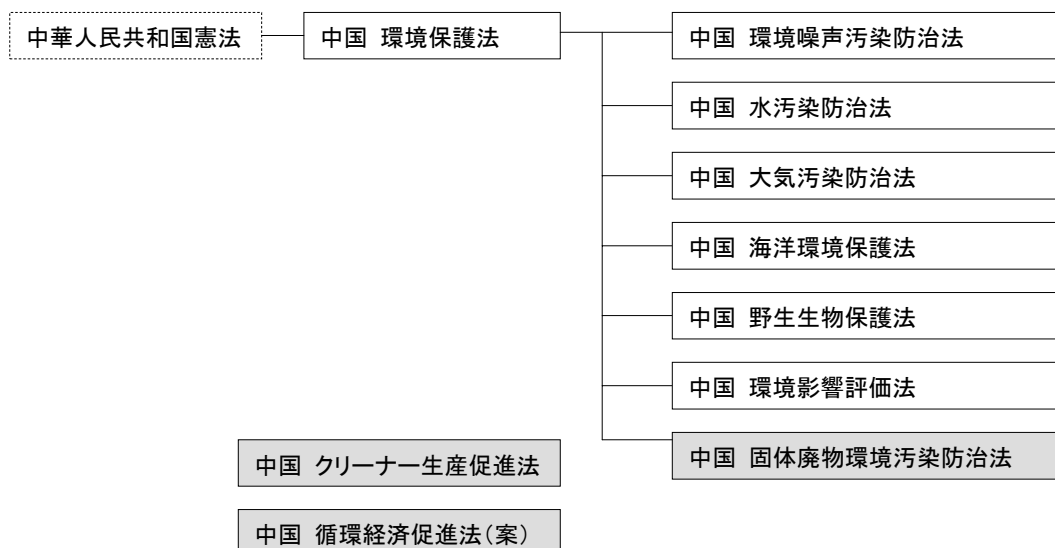


表1－9 環境、廃棄物処理、資源利用に係る規制と発布元並びに対象分野(その1)

類別	内容	法規名称	実施	発布(発布当時) 下段は現組織名															化学工業部は現在、国発委の中に		
				全人代 常務委 員会	国务院	国家經濟 貿易委員 会	国家發展 計画委員 会	国家環境 保護局	財政部	公安部	科学技 術部	機械部	農業部	衛生部	建設部	鉄道部	交通部	化学皇 后部	対外經 済貿易 合作部	国内 貿易部	国家税 務総局
						国家發展・改革委員													商務部		
国家 法律	全般	中華人民共和国環境保護法	1989年12月26日	○																	
		中華人民共和国海洋環境保護法	2000年4月1日	○																	
	汚染防止	中華人民共和国大気污染防治法	2000年9月1日	○																	
		中華人民共和国環境噪声污染防治法	1997年3月1日	○																	
		中華人民共和国水污染防治法	1996年5月15日	○																	
		中華人民共和国固体廢物汚染環境防治法	1996年4月1日	○																	
	建設プロ	中華人民共和国環境影響評価法	2003年9月1日	○																	
		中華人民共和国水法(修正)	2002年10月1日	○																	
	資源生態	中華人民共和国防沙治沙法	2002年1月1日	○																	
		中華人民共和国森林法	1998年4月29日	○																	
		中華人民共和国節約エネルギー法	1998年1月1日	○																	
		中華人民共和国野生生物保護法	1989年3月1日	○																	
		中華人民共和国草原法	1985年7月1日	○																	
		中華人民共和国城市企画法	1990年4月1日	○																	
	クリーン生産	中華人民共和国クリーン生産促進法	2003年1月1日	○																	
	労働安全	中華人民共和国安全生産法	2002年11月1日	○																	
	健康衛生	中華人民共和国食品衛生法	1995年10月30日	○																	
	認証認可	中華人民共和国標準化法	1989年4月1日	○																	
	対外貿易	中華人民共和国輸出入商品検驗法	1989年8月1日	○																	
		中華人民共和国海關法	1987年7月1日	○																	
法規 条例	汚染防止	国务院環境保護若干問題についての決定	1996年8月3日		○																
	建設プロ	建設項目環境保護管理条例	1998年12月18日		○																
		中華人民共和国資源税暫行条例	1994年1月1日		○																
	資源生態	国务院再生資源回收利用を強化する業務管理に関する通知	1991年12月26日		○																
	排出汚染	排污費征收使用管理条例	2003年7月1日		○																
		污染源治理事項基金有益使用暫行弁法	1988年9月1日		○																
	業界政策	廢棄自動車回収管理弁法	2001年6月16日		○																
		危險化学品安全管理条例	2002年3月15日		○																
	公安消防	中華人民共和国監控化学品管理条例	1995年12月27日		○																
		城市容和環境衛生管理条例	1992年8月1日		○																
規章 規範	全般	食品用塑料制品及び原材料衛生管理弁法	1990年11月26日											○							
		医薬工業環境保護管理弁法	1990年6月1日																		
		建材工業環境保護工作条例	1986年3月1日																		
		鄉鎮企業環境保護工作の強化に関する規定	1997年3月5日			○	○	○					○								
	汚染防止	四塩化炭素洗浄剤の禁止に関する公告	2003年6月1日					○													
		危險廢物マニフェスト管理弁法	1999年10月1日					○													
		重点交通幹線、流域及び観光景勝地区のプラスチック包装廢物管理を強化することに関する意見	1998年9月22日		同意			○							○	○	○				
		船舶ごみ・沿岸固体廢物汚染の防止による長江水域管理規定	1997年12月24日					○							○		○				
		長江の船舶ごみ・沿岸固体廢物管理強化に関する若干の意見	1997年11月17日					○							○		○				
		都市搬入野菜洗浄、廢旧物資回収作業強化、都市生活ゴミ低減運動に関する通知	1994年2月22日										○		○				○		
		城市生活ごみ管理弁法	1993年9月1日												○						
		化学工業環境保護管理規定	1990年12月21日														○				
	建設プロ	輸入第七類廢物加工利用重点地点の審査批准プロセスに関する通知	2001年11月22日					○													
		危險化学品安全生産監督管理総合工作の責任を負う国家安全生産監督管理局に関する通知	2002年5月15日			○															
	監理監察	環境、資源保護執行法工作に関する通知	1993年8月13日																		
		排放汚染物申告登記管理規定	1992年10月1日					○													
		排污費徵收標準管理弁法	2003年7月1日			○	○	○	○												
	排出汚染	排污費徵收標準及び計算方法	2003年7月1日			○	○	○	○												
		城市生活ごみ処理收費制度促進ごみ処理産業化実行に関する通知	2002年6月7日				○	○	○						○						

出典: 神鋼リサーチ(株)調べ

表1－9 環境、廃棄物処理、資源利用に係る規制と発布元並びに対象分野（その2）

法規名称	発布（発布当時）													分野												
	国家工 商行政 管理局	国家質 量監督 検査検 疫総局	国家出 入境検 験検疫 局	国家輸 出入商 品検 験局	海関 総署	国家技 術監督 局	国家安 全生産 監督管 理局	国家医 薬管理 局	国家旅 遊局	国家建 材工業 局	中国軽 工協会	中国包 装技術 協会	中国包 装総公 司	全般	海洋 海域	汚染 防止	建設プ ロジェ クト外	資源 生態	クリン 生産	労働 安全	製品 産業	化学 品	認証 認可	執行 政務	金融 税制	その他
中華人民共和国環境保護法														◎												
中華人民共和国海洋環境保護法														○	◎											
中華人民共和国大気污染防治法																大気 騒音振動 水 固廃										
中華人民共和国環境噪声污染防治法																										
中華人民共和国水污染防治法																										
中華人民共和国固体废物污染环境防治法																										
中華人民共和国環境影響評価法														○			◎									
中華人民共和国水法（修正）																		水								
中華人民共和国防沙治沙法																		水土鉱山								
中華人民共和国森林法																		生態生物								
中華人民共和国節約エネルギー法																		資源エネ								
中華人民共和国野生生物保護法																		生態生物								
中華人民共和国草原法																		生態生物								
中華人民共和国城市企画法																										◎
中華人民共和国クリーン生産促進法														○					◎							
中華人民共和国安全生産法														○						◎						
中華人民共和国食品衛生法																					◎					
中華人民共和国標準化法																							◎			
中華人民共和国輸出入商品検査法																					◎					
中華人民共和国海関法																										◎
国務院環境保護若干問題についての決定														◎												
建設項目環境保護管理条例																								○		
中華人民共和国資源税暫行条例																									◎	
国務院再生資源回收利用を強化する業務管理に関する通知																		資源エネ								
排污費征收使用管理条例																									◎	
污染源治理事項基金有益使用暫行弁法																									◎	
廃棄自動車回収管理弁法																					◎					
危険化学品安全管理条例																						◎				
中華人民共和国監控化学品管理条例																						◎				
城市容和環境衛生管理条例																										◎
食品用塑料制品及び原材料衛生管理弁法																					◎					
医薬工業環境保護管理弁法								○						◎												
建材工業環境保護工作条例										○				◎												
郷鎮企業環境保護工作の強化に関する規定																										
四塩化炭素洗浄剤の禁止に関する公告																						◎				
危険廃物マニフェスト管理弁法																	固廃									
重点交通幹線、流域及び観光景勝地区のプラスチック包装廃物管理を強化することに関する意見									○								固廃									
船舶ごみ・沿岸固体廃物汚染の防止による長江水域管理規定																	固廃									
長江の船舶ごみ・沿岸固体廃物管理強化に関する若干の意見																	固廃									
都市搬入野菜洗浄、廃旧物資回収作業強化、都市生活ゴミ低減運動に関する通知																	固廃									
城市生活ごみ管理弁法																	固廃									
化学工業環境保護管理規定														◎												
輸入第七類廃物加工利用重点地点の審査批准プロセスに関する通知																	固廃									
危険化学品安全生産監督管理総合工作の責任を負う国家安全生産監督管理局に関する通知							○															◎				
環境、資源保護執行法工作に関する通知	○																							◎		
排放汚染物申告登記管理規定																								◎		
排污費徴収標準管理弁法																									◎	
排污費徴収標準及び計算方法																									◎	
城市生活ごみ処理收費制度促進ごみ処理産業化実行に関する通知																	○								◎	

出典：神鋼リサーチ(株)調べ

◎：主分野

表1-9 環境、廃棄物処理、資源利用に係る規制と発布元並びに対象分野(その3)

類別	内容	法規名称	実施	発布(発布当時) 下段は現組織名															化学工業部は現在、国発委の中に		
				全人代 常務委 員会	国务院	国家経済 貿易委員 会	国家発展 計画委員 会	国家環境 保護局	財政部	公安部	科学技 術部	機械部	農業部	衛生部	建設部	鉄道部	交通部	化学工 業部	対外経 済貿易 合作部	国内 貿易部	国家税 務総局
						国家発展・改革委員													商務部		
規 章 規 範	業界政策	オートバイ廃棄標準暫定規定	2002年10月1日			○															
		部分的資源総合利用及びその他産品増値税政策問題的通知	2002年1月1日						○												○
		食品向けの使い捨て発泡スチロール淘汰強化の執行に監督工作に関する通知	2001年12月28日			○		○													
		国際標準管理弁法の採用	2001年11月21日																		
		廃旧物質回収経營業務の増値税政策に関する通知	2001年4月29日						○												○
		自動車廃棄標準を調整する若干規定に関する通知	2000年12月18日			○	○	○		○											
		電池製品水銀含量制限に関する規定	1997年12月31日			○		○											○	○	
	グリーン生産	《淘汰落後生産能力、工藝・産品目録》(第三類)	2002年7月1日			○															
		包装資源回收利用暫定管理弁法	1999年1月1日																		
		自動車廃棄標準	1997年7月15日		批准	◎	○	○		○		○								○	
		資源総合利用目録	1996年11月28日			◎	○		○												○
	公安消防	さらなる資源総合利用に関する意見	1996年8月31日		批准	◎			○												○
		危険化学品経営許可証管理弁法	2002年11月15日			◎															
		危険化学品登記管理弁法	2002年11月15日			◎															
		化学危険物品管理強化に関する通知	1999年12月29日					◎													
	健康衛生	廃旧金属回収業治安管理弁法	1994年1月25日							◎											
		新化学物質環境管理弁法(征求意见稿)	2003年7月1日					◎													
	認証認可	規範資源総合利用・新型壁材料産品認定業務に関する通知	2002年5月8日			◎															
		ISO14000国家示範区創建条件	2001年11月2日					◎													
	対外貿易	輸入旧電算品検査監督管理弁法	2003年5月1日																		
		輸入禁止貨物目録(第四類、第五類)	2002年8月15日					○											○		
		輸入廃物環境保護管理調整における問題に関する	2002年1月18日					○											○		
		輸入禁止貨物目録(第三類)	2002年1月1日					○											○		
		輸入禁止貨物目録(第二類)	2002年1月1日																○		
		輸入規制を受ける原料になりうる廃物目録	2002年1月1日					○											○		
		輸出入電池製品水銀含量検査監督弁法	2002年1月1日																		
		CFC-12使用した自動車エアコンと自動車コンプレッサーの輸入禁止に関する公告	2001年12月26日					○											○		
		輸入禁止貨物目録(第一類)	2001年12月20日																◎		
		廃物輸入の問題に関する通知	2000年4月29日					◎													
		輸入廃物管理のさらなる強化に関する通知	2000年2月22日					◎													
		輸入第七類廃物の問題に関する通知	2000年1月26日					◎													
		輸入廃物原料装運前検査認可管理弁法(試行)	2000年1月1日																		
		オゾン層破壊物質輸出入管理弁法	1999年12月3日					○											○		
		輸入廃物装運前検査監理弁法(試行)	1996年11月1日																		
		輸入廃物環境保護管理暫定規定	1996年3月1日					○											○		
法律 解釈	汚染防止	国家危険廃物名録	1998年7月1日			○		○		○									○		
	対外貿易	廃PET切片問題について	1999年6月17日					◎													
政 策 企 画	全般	国家環境保護”十五”計画	2001年12月26日		◎																
		危険廃物污染防治技術政策	2001年12月17日			○		○			○										
	汚染防止	城市生活ごみ処理及び污染防治技術政策	2000年5月29日					○			○				○						
		環境保護産業発展”十五”企画	2001年10月12日			◎															
	業界政策	国家環境技術発展”十五”計画綱要	2001年5月23日					◎													
		国家重点業界グリーン生産技術指導目録(第二類)	2003年2月27日			○		○													
		再生資源回收利用”十五”企画	2002年1月10日			◎															
		エネルギー節約及び資源総合利用”十五”企画	2001年10月12日			◎															
		新エネルギー・再生可能エネルギー産業発展”十五”企画	2001年10月12日			◎															
		国家重点業界グリーン生産技術指導目録(第一類)	2000年2月15日			◎															
		生産能力落後淘汰、工藝・製品目録(第二類)	1999年12月30日		批准	◎															
	その他	持続可能発展科学技術綱要(2001-2010年)	2002年8月14日								◎										
		国家産業技術政策	2002年6月21日			○			○		○										○

出典: 神鋼リサーチ(株)調べ ◎: 主管

表1-9 環境、廃棄物処理、資源利用に係る規制と発布元並びに対象分野(その4)

法規名称	発布（発布当時）													分野												
	国家工 商行政 管理局	国家質 量監督 檢驗檢 疫總局	国家出 入境檢 驗檢疫 局	国家輸 出入商 品檢驗 局	海関 總署	国家技 術監督 局	国家安 全生産 監督管 理局	国家医 薬管理 局	国家旅 遊局	国家建 材工業 局	中国輕 工協會	中国包 装技術 協會	中国包 装總公 司	全般	海洋 海域	汚染 防止	建設プ ロジェク ト	資源 生態	ｸﾘｰﾝ 生産	労働 安全	製品 産業	化学 品	認証 認可	執行 政務	金融 税制	その他
オートバイ廃棄標準暫定規定																					◎					
部分的資源総合利用及びその他産品増値税政策問題的通知																									◎	
食品向けの使い捨て発泡スチロール淘汰強化の執行に監督工作に関する通知	○	○																			◎					
国際標準管理弁法の採用		○																								
廃旧物質回収経營業務の増値税政策に関する通知																									◎	
自動車廃棄標準を調整する若干規定に関する通知																					◎					
電池製品水銀含量制限に関する規定	○			○	○	○					○															
《淘汰落後生産能力、工藝・産品目録》（第三類）																					◎					
包装資源回收利用暫定管理弁法												○	○			固废										
自動車廃棄標準																					◎					
資源総合利用目録																		資源工ネ 資源工ネ								
さらなる資源総合利用に関する意見																										
危険化学品経営許可証管理弁法																						◎				
危険化学品登記管理弁法																						◎				
化学危険物品管理強化に関する通知																						◎				
廃旧金属回收業治安管理弁法																固废										
新化学物質環境管理弁法(征求意见稿)																						◎				
規範資源総合利用・新型壁材料産品認定業務に関する通知																							◎		○	
ISO14000国家示範区創建条件																							◎			
輸入旧電算品檢驗監督管理弁法		◎																			◎					
輸入禁止貨物目録（第四類、第五類）					○											固废										
輸入廃物環境保護管理調整における問題に関する		○			○											固废										
輸入禁止貨物目録（第三類）					○											固废										
輸入禁止貨物目録（第二類）		○			○											固废										
輸入規制を受ける原料になりうる廃物目録		○			○																◎					
輸出入電池製品水銀含量檢驗監督弁法			◎																		◎					
CFC-12使用した自動車エアコンと自動車コンプレッサーの輸入禁止に関する公告		○			○																◎					
輸入禁止貨物目録（第一類）																					◎					
廃物輸入の問題に関する通知																固废										
輸入廃物管理のさらなる強化に関する通知																固废										
輸入第七類廃物の問題に関する通知																固废										
輸入廃物原料装運前檢驗認可管理弁法（試行）			◎													固废										
オゾン層破壊物質輸出入管理弁法					○																	◎				
輸入廃物装運前檢驗監督弁法（試行）				◎																						
輸入廃物環境保護管理暫定規定	○			○	○																					
国家危険廃物名録																固废										
廃PET切片問題について																固废										
国家環境保護”十五”計画														◎												
危険廃物污染防治技術政策																										
城市生活ごみ処理及び污染防治技術政策																固废										
環境保護産業發展”十五”企画																					◎					
国家環境技術發展”十五”計画綱要																					◎					
国家重点業界ｸﾘｰﾝ生産技術指導目録（第二類）																					◎					
再生資源回收利用”十五”企画																					◎					
エネルギー節約及び資源総合利用”十五”企画																		資源工ネ								
新エネルギー・再生可能エネルギー産業發展”十五”企画																		資源工ネ								
国家重点業界ｸﾘｰﾝ生産技術指導目録（第一類）																					◎					
生産能力落後淘汰、工藝・製品目録（第二類）																					◎					
持続可能發展科学技術綱要（2001－2010年）																										◎
国家産業技術政策																					◎					

出典: 神鋼リサーチ(株)調べ

◎: 主管

◎: 主分野

表1－10 主な環境・廃棄物処理・クリーン生産に係る法規制とその根拠となる国家法律及び法規条例の関係

		国家法律	中華人民共和國環境保護法	中華人民共和國水污染防治法	中華人民共和國固体废物污染环境防治法	中華人民共和國節約エネルギー法	中華人民共和國グリーン生産促進法	中華人民共和國標準化法	中華人民共和國輸出入商品検査法	中華人民共和國海関法										
		法規条例及び政策									中華人民共和國国民经济・社会発展第十五年計画	國務院環境保護若干問題についての決定	中国清洗行業オゾン層破壊物質淘汰計画	城市容和環境衛生管理条例	危險化学物品安全管理条例	排污費征收使用管理条例	廃棄自動車回収管理条例	中華人民共和國貨物輸出入管理条例	輸入废物環境保護管理暫定規定	その他
規章規範	全般	中華人民共和國海洋環境保護法	●																	
	全般	医薬工業環境保護管理条例	●																	
		建材工業環境保護工作条例																		
	汚染防止	郷鎮企業環境保護工作の強化に関する規定										●								
		四塩化炭素洗浄剤の禁止に関する公告											●							
		危險废物マニフェスト管理条例			●															
		重点交通幹線、流域及び観光景勝地区におけるプラスチック包装废物管理を強化することに関する意見																		
		船舶ごみ・沿岸固体废物汚染の防止による長江水域管理規定		●	●									●						
		長江の船舶ごみ・沿岸固体废物管理強化に関する若干の意見																		
		都市搬入野菜洗浄、废旧物資回収作業強化、都市生活ゴミ低減運動に関する通知												●						
		城市生活ごみ管理条例												●						
		化学工業環境保護管理規定	●																	
	建設プロ	輸入第七類废物加工利用重点地点の審査批准プロセスに関する通知																		
	監理監察	危險化学物品安全生産監督管理総合工作の責任を負う国家安全生産監督管理局に関する通知													●					
		環境、資源保護執行法作業に関する通知	●																	
	排出汚染	排放汚染物申告登記管理規定	●																	
		排污費徵收標準管理条例														●				
	業界政策	排污費徵收標準及び計算方法														○				
		城市生活ごみ処理收費制度促進ごみ処理産業化実行に関する通知			●						●									
		オートバイ廃棄標準暫定規定															●			
		部分的資源综合利用及びその他産品増値稅政策問題的通知																		
		食品向けの使い捨て発泡スチロール淘汰強化執行の監督工作に関する通知																	●	
		国際標準管理条例の採用																		
		废旧物資回收經營業務の増値稅政策に関する通知																		
		自動車廃棄標準を調整する若干の規定に関する通知																		
		電池製品水銀含量制限に関する規定	●						●	●										
		《淘汰落後生産能力、工藝・産品目録》(第三類)																	●	輸入禁止目録
規章規範	グリーン生産	包裝資源回收利用暫定管理条例			●															
		自動車廃棄標準																		
		資源综合利用目録																	●	さらなる資源综合利用に関する意見
	公安消防	さらなる資源综合利用に関する意見																		
		危險化学物品經營許可証管理条例													●				●	
		危險化学物品登記管理条例													●					
		化学危險物品管理強化に関する通知													●					
	健康衛生	废旧金属回收業治安管理条例																		
		新化学物質環境管理条例(征求意见稿)																	●	中華人民共和國立法法、規章制定程序条例
	認証認可	規範資源综合利用・新型壁材料産品認定業務に関する通知																		
	対外貿易	ISO14000国家示範区創建条件																		
		輸入旧電算品検査監督管理条例							●											
		輸入禁止貨物目録(第四類、第五類)			●				●										●	輸入第七類废物の問題に関する通知
		輸入废物環境保護管理調整における問題に関する通知																	●	
		輸入禁止貨物目録(第三類)			●							●						●	●	バーゼル条約
		輸入禁止貨物目録(第二類)																●		
		輸入規制を受ける原料になりうる废物目録			●													●		
		輸出入電池製品水銀含量検査監督管理条例							●											
		CFC-12使用した自動車エアコンと自動車コンプレッサーの輸入禁止に関する公告																		
		輸入禁止貨物目録(第一類)																●	●	オゾン層保護モトリオール議定書ほか中華人民共和國対外貿易法
		废物輸入の問題に関する通知																		
		輸入废物管理のさらなる強化に関する通知							●											
		輸入第七類废物の問題に関する通知			●														●	
		輸入废物原料装転前検査認可管理条例(試行)							●											
		オゾン層破壊物質輸出入管理条例																	●	
		輸入废物環境保護管理暫定規定			●															
法律解釈	汚染防止	国家危險废物名録			●															
	対外貿易	廃PET切片問題について																		
	全般	国家環境保護“十五”計画																		
	汚染防止	危險废物污染防治技術政策			●															
		城市生活ごみ処理及び污染防治技術政策			●															
	業界政策	環境保護産業發展“十五”企画									●									
		国家環境技術發展“十五”計画綱要									○									
	グリーン生産	国家重点業界グリーン生産技術指導目録(第二類)									○									
		再生資源回收利用“十五”企画									○									
		エネルギー節約及び資源综合利用“十五”企画									○									
		新エネルギー・再生可能エネルギー産業發展“十五”企画									○									
政策企画	その他	国家重点業界グリーン生産技術指導目録(第一類)																		
		生産能力落後淘汰、工藝・製品目録(第二類)																		
		持続可能發展科学技術綱要(2001－2010年)									○									
		国家産業技術政策									○									

出典：神鋼リサーチ(株)調べ ●：根拠として記載されているもの ○：関連性が強く条文中に記載されているもの

○ リサイクル分野

再生資源回収利用管理業務強化に関する通知

(1991年12月26日、発布：国務院)

・再生資源の概念 ・金属スクラップ管理強化 ・再生資源回収利用 ・再生資源業の税收政策

さらなる資源総合利用に関する意見

(1996年8月31日施行、国務院批准、発布：(主)経貿委、財政部)

環境保護産業発展“十・五”計画(2001年10月12日施行、発布：国家経済貿易委員会(以下、経貿委))

重点的な発展を目指す10項目を掲げている。

大気污染防治領域

水污染防治領域

固体廃棄物処理処置領域

具体策 城市ごみ処理処置
有毒有害廃棄物処理

節水技術・設備

生態環境保護技術・設備

クリーン生産技術・設備

エネルギー利用率の向上、汚染物排出量削減 そのための設備・技術、代替物技術

具体的業種：冶金、化工、軽工業、非鉄金属、電力、煤炭

環境監視測定機器

環境保護材料・薬剤

資源総合利用

具体策

鉱山資源総合利用

工業廃棄物“三廃”の総合利用

廃棄物資の回収利用(リサイクル)

環境サービス

具体的作業のポイント

資源総合利用目録(1996年11月28日施行、発布：経貿委、国家発展計画委員会、財政部、国家税務総局)の改正

再生資源回収利用法(リサイクル法)の制定

鉱物総合利用管理弁法の制定

廃家電・廃パソコン管理弁法の制定

資源総合利用に関するモデルプロジェクトの実施

宣伝、人材育成を通じての資源意識、節約意識、環境意識の向上

リサイクル技術開発
と産業化の促進

資源節約と環境保護重大モデル工程を組織・実施することに関する通知

(2002年11月25日、発布：経貿委)

モデル地域、モデル業種、モデル企業を選定 → 成果を全国に普及

(現在の対象：国内地場企業)

分野：節水、省エネ(省石油)、再生可能エネルギー開発利用、

資源総合利用

ゴミ等を利用した発電、工業廃棄物、都市・建設ゴミ利用新壁材料の開発等

再生資源のリサイクル産業化と廃自動車、廃家電、廃電子製品、廃タイヤのリサイクルの産業化も含まれる。

廃プラ、工業廃棄物利用複合材料生産	雲南華威廃棄物資源化有限公司	雲南省経貿委
廃車解体処理モデル地区建設	上海市宝鋼国際経済貿易有限公司	上海市経貿委
廃車解体処理モデル地区建設	天津鋼管有限責任公司	天津市経貿委

環境保護産業

クリーン生産

中華人民共和國國民經濟・社會發展“十・五”計劃綱要

再生資源回收利用“十・五”計劃（2002年1月10日施行、發布：經貿委）

2005年目標：回收廢棄物的內訳

鉄 3,600～3,700 万トン、非鉄金属 200 万トン、プラスチック 500～600 万トン、紙 1,700 万トン、自動車 80 万台、船舶 100 万軽トン、タイヤ 790 万トン、家電・パソコン 80%以上

- リサイクル施設の建設
- リサイクルの質・量の向上
- 商業ベースでの事業化促進

法律の制定

現在準備中の法律（1）

- 廃家電リサイクル分野「廃家電回収・利用管理弁法」

経貿委：立法化進めると発表（2002年5月17日）

背景：冷蔵庫 1 億 2,000 万台、洗濯機 1 億 7,000 万台、テレビ 4 億台、パソコン 1,600 万台。

2003 年にテレビ 500 万台、冷蔵庫 400 万台、洗濯機 500 万台が発生すると予測。

当時の副総理が経貿委に陣頭指揮をとることを要請

作業：「廃旧家電回收利用体系工作方案」制定 → そのための小委員会設置。

委員長：経貿委（現在の国家発展・改革委員会）

委員：財政部、税務総局、科学技術部、情報産業部、建設部、国家環境保護総局、質検査総局、標準化委員会など

検討事項・製造業者の回収責任の明確化

・流通業者の回収義務及び製造業者のリサイクル義務の明確化

「廃旧家電回收利用管理弁法」の制定促進

立法起草小委員会設置。

「家電安全使用年限と再利用通則」の制定準備

中国家電研究院を通じて意見と提案を求めている。

なお、廃旧家電及び電子産品污染防治技術政策が情報産業部下の中国計算機業界協会と国家環境保護総局下の中国環境科学研究院にて策定を検討中である。

準備中の法律（2）

- 廃タイヤリサイクル分野「廃タイヤの回收利用管理弁法」

経貿委：立法化意向を発表（2002年5月17日）

現在作業中

準備中の法律（3）

- 廃電池の処理「廃電池の回収・処理管理弁法」

すでに、電池製品水銀含量制限に関する規定（1997年12月31日施行、發布：経貿委、国家環境保護総局、對外經濟貿易合作部、国内貿易部、国家商行政管理局、国家輸出入商品検査局、海関総署、国家技術監督局）がある。

また、危険廃物污染防治技術政策（2001年12月17日施行、發布：経貿委、国家環境保護総局、科学技術部）が出され、電池の生産・回収・再利用について具体的な措置を提示している。

背景：中国電池生産量 180 億個、世界シェア 30%以上。消費量 70～80 億個

回収率 2%以下 → 汚染

現在、経貿委、科学技術部、国家環境保護総局等で「廃電池の回収・処理管理弁法」準備中。

一次電池（乾電池）を対象としている。

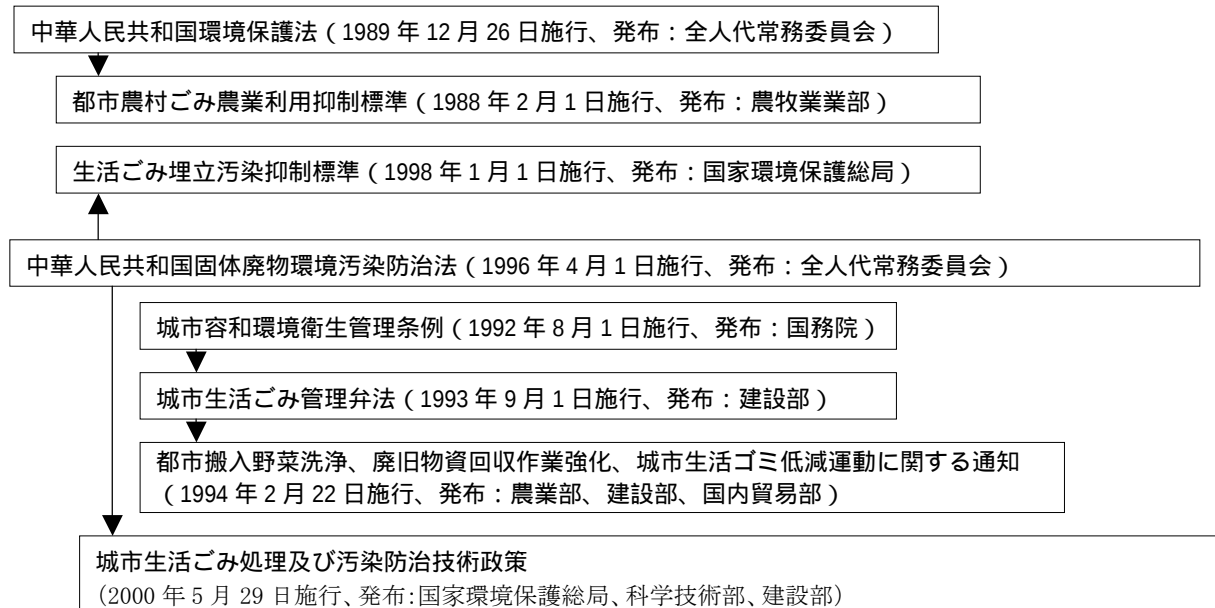
二次電池については上記の水銀の制限に留まっている。

一方、国家環境保護総局では、「廃電池污染防治技術政策」の制定を準備中。

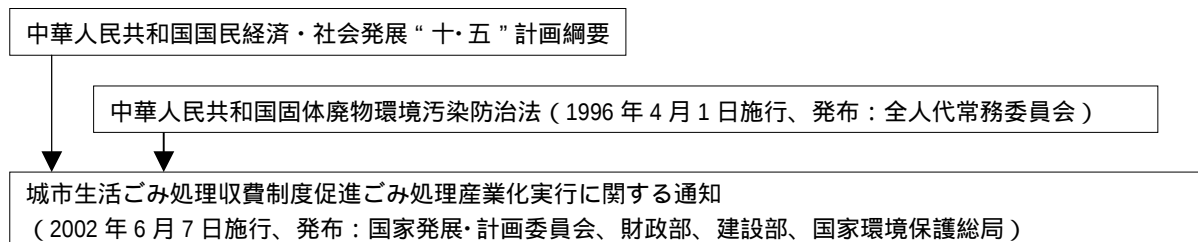
○ 廃棄物処理対策

発生廃棄物の対策を包括した「固体廃物環境污染防治法」を基本として、都市(城市)生活ごみ、包装廃棄物、廃自動車、廃オートバイの各分野の法規制が整備されつつある。発生抑制の観点から、生活ごみ処理費用制度、2003 年 7 月施行される排出汚染費用制度が、また包装容器関連では、使い捨て発泡スチロール食品容器の使用禁止規制が、さらに電池については廃棄後の汚染防止のために電池の品質（エコ製品）が定められている。ここでは、リサイクルに関連するものも合わせて記した。

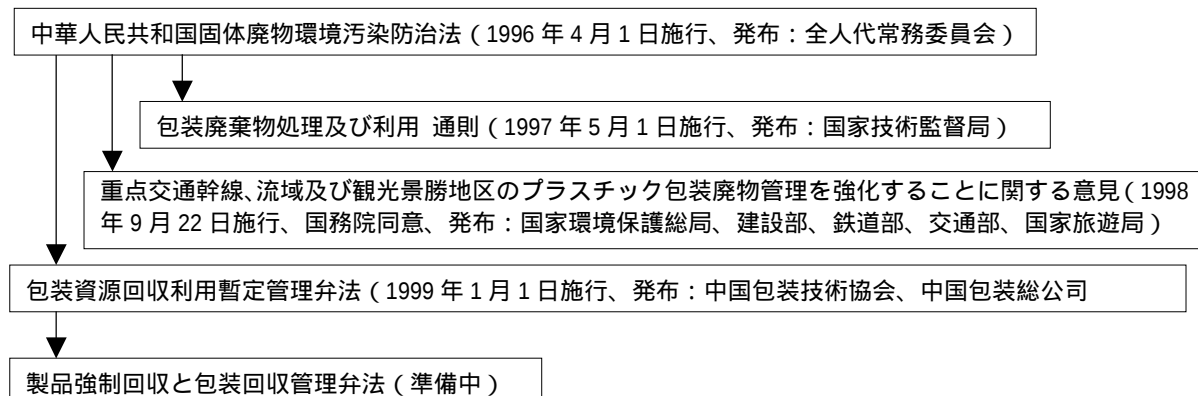
○ 生活ごみ処理対策



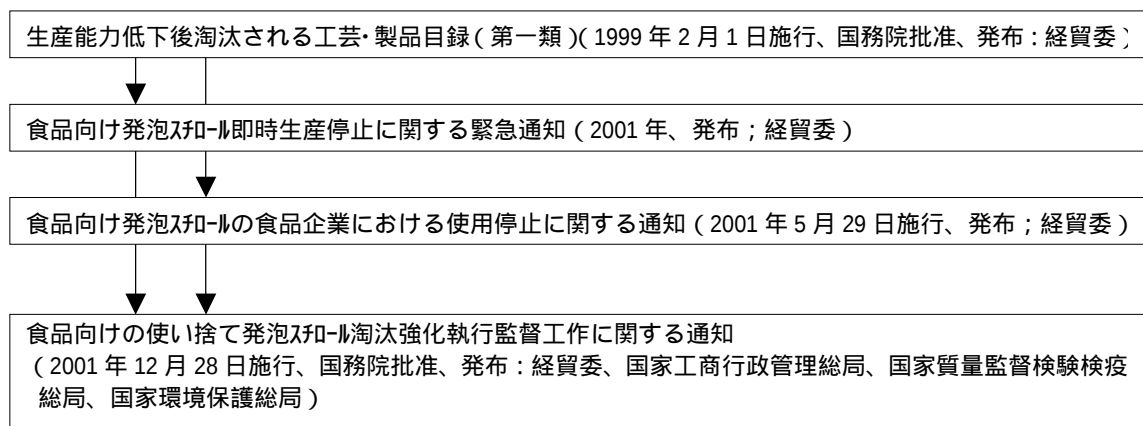
○ 生活ごみ処理費用・ごみ処理産業化



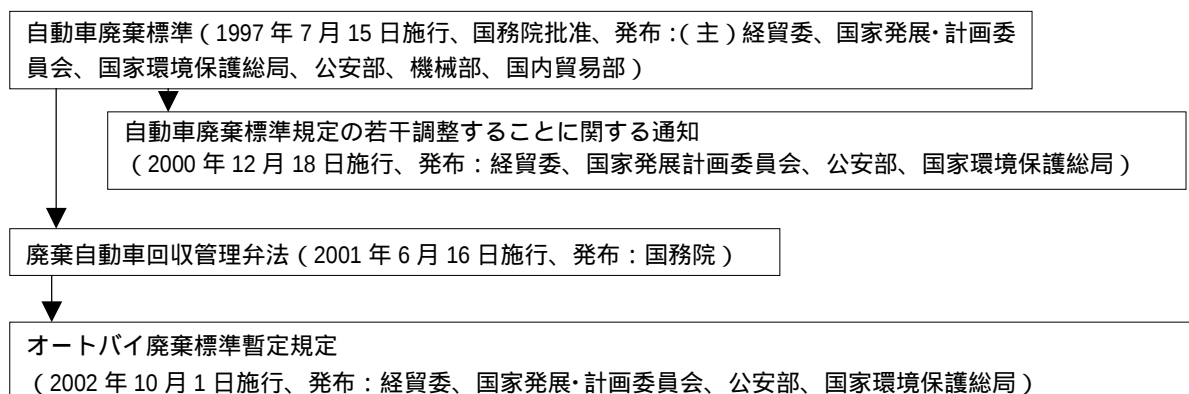
○ 包装廃棄物対策



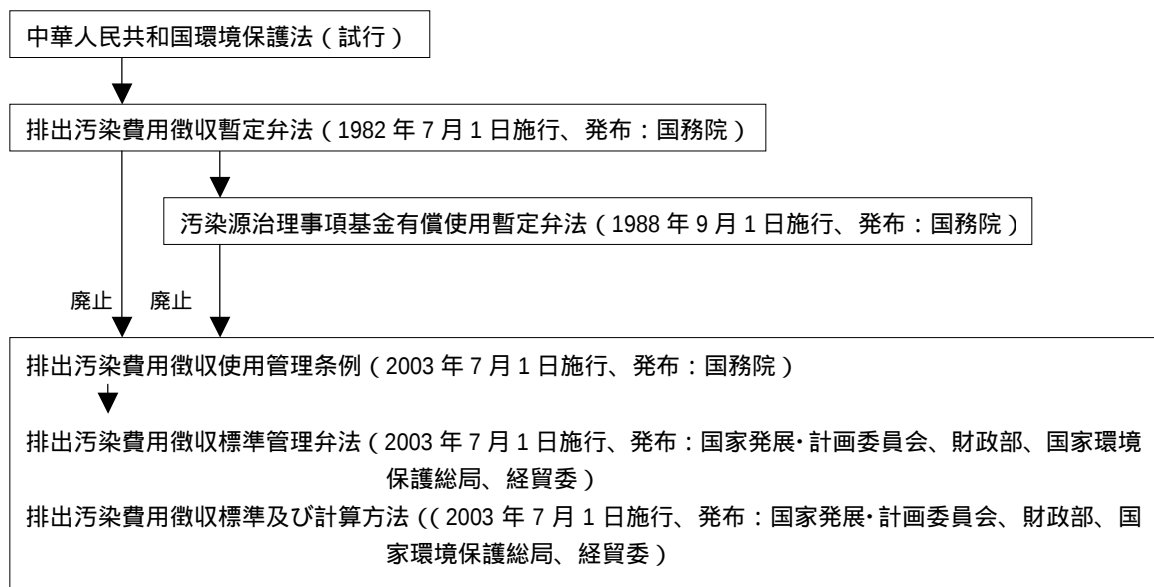
○ 使い捨て発泡スチロール対策



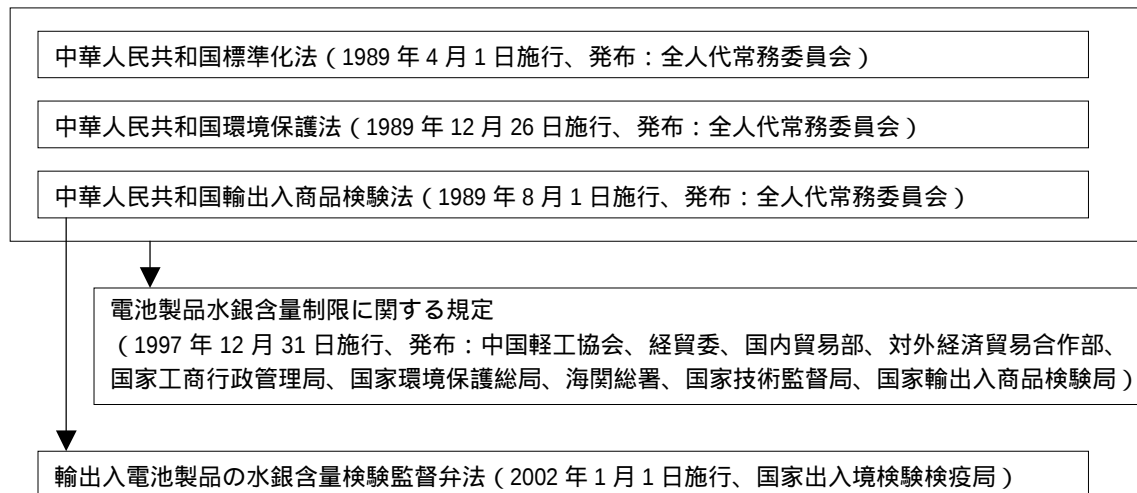
○ 廃自動車、廃オートバイ



○ 排出汚染費用



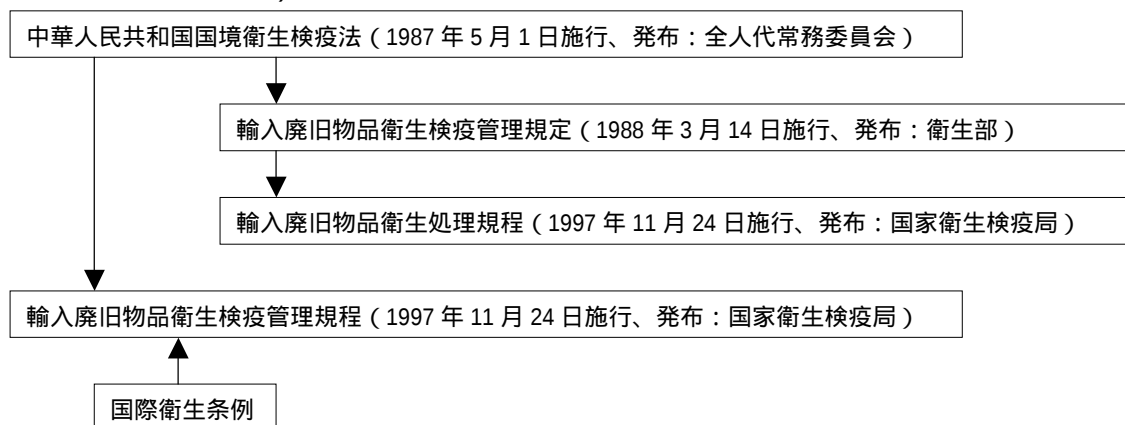
○ 電池の品質



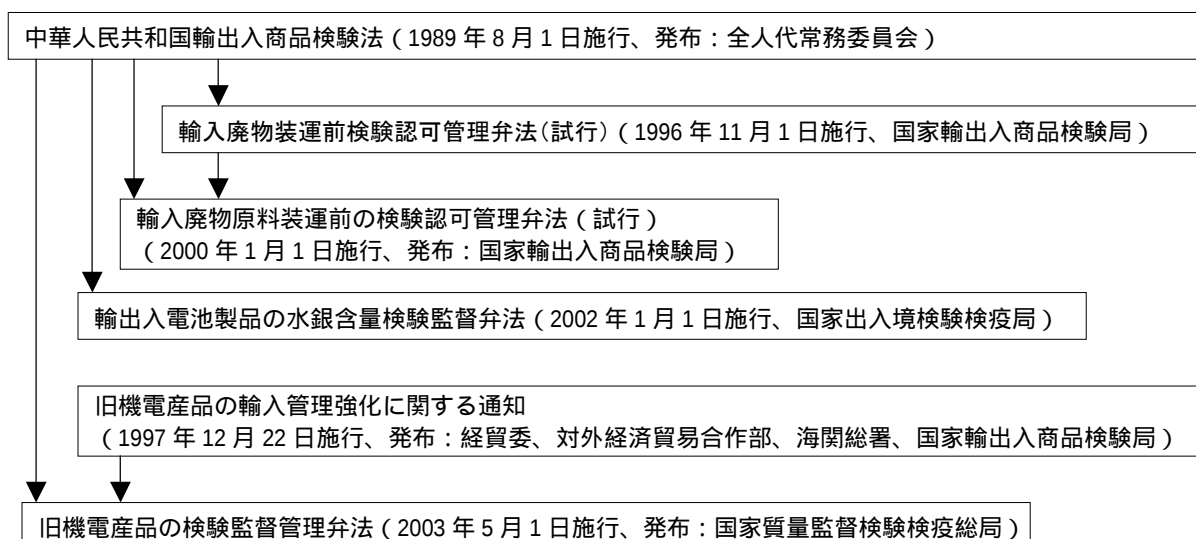
○ 輸入廃棄物管理

輸入廃棄物に関しては、衛生面からの処理規定、廃棄物の輸入検査、輸入規制、輸入禁止品目について定められている。廃棄物の輸入規制については、目まぐるしく制度が変わっている。

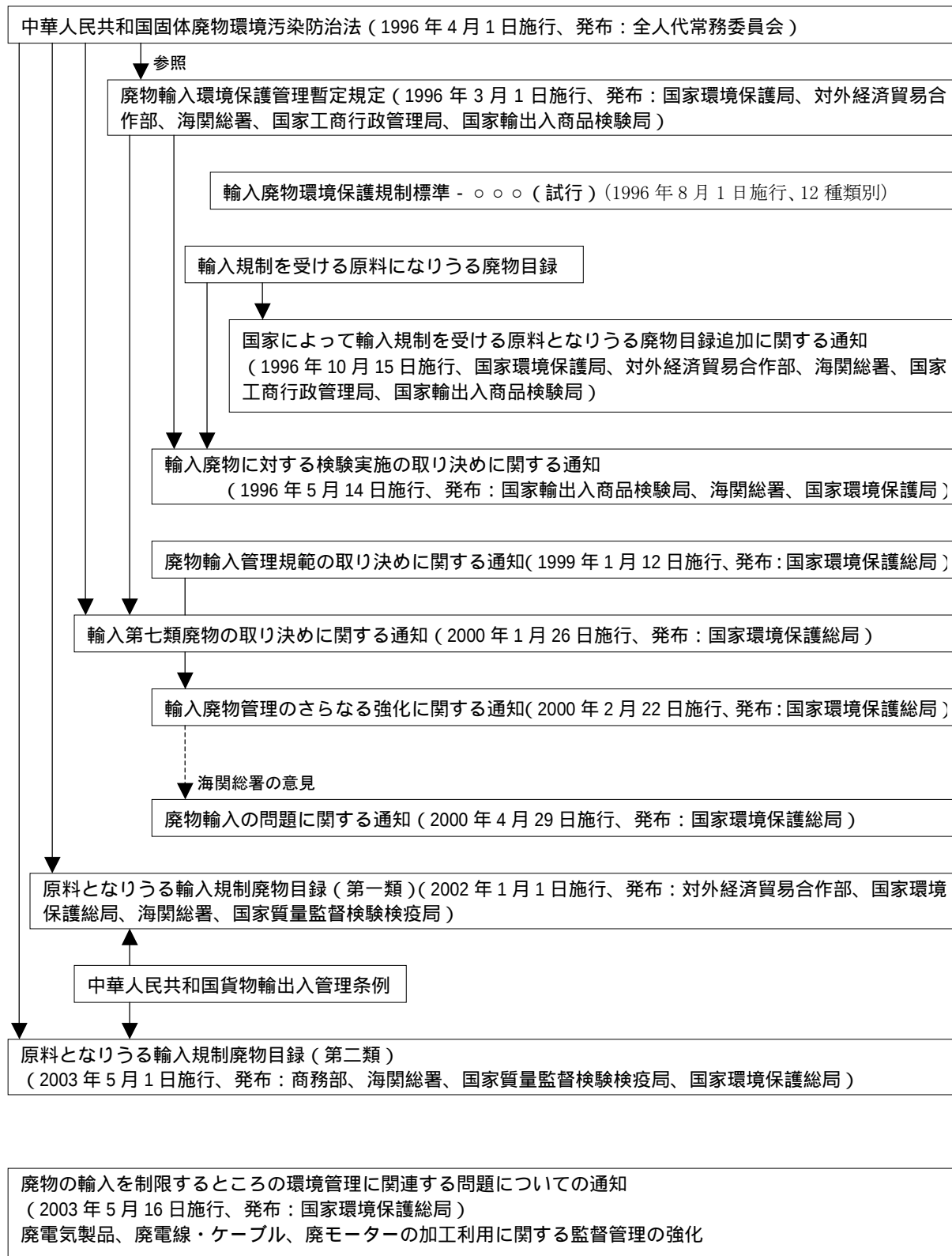
（輸入廃棄物の衛生管理）



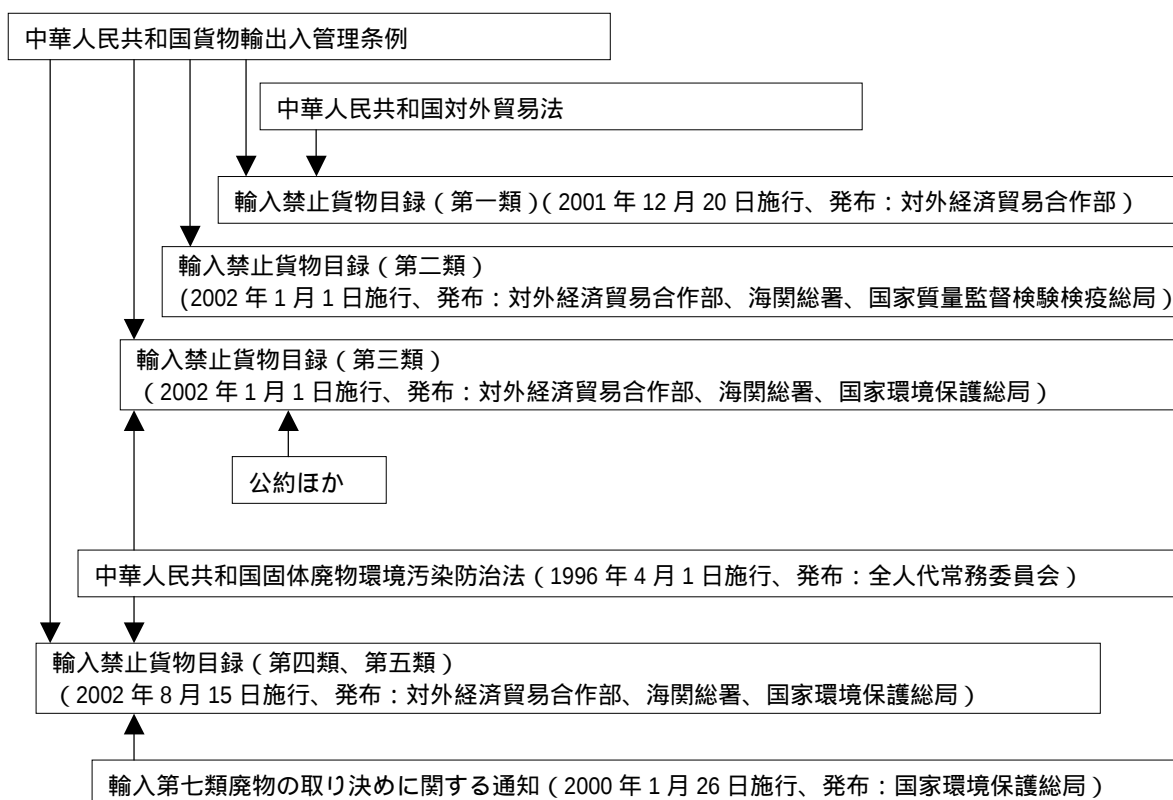
（輸入廃棄物の検査）



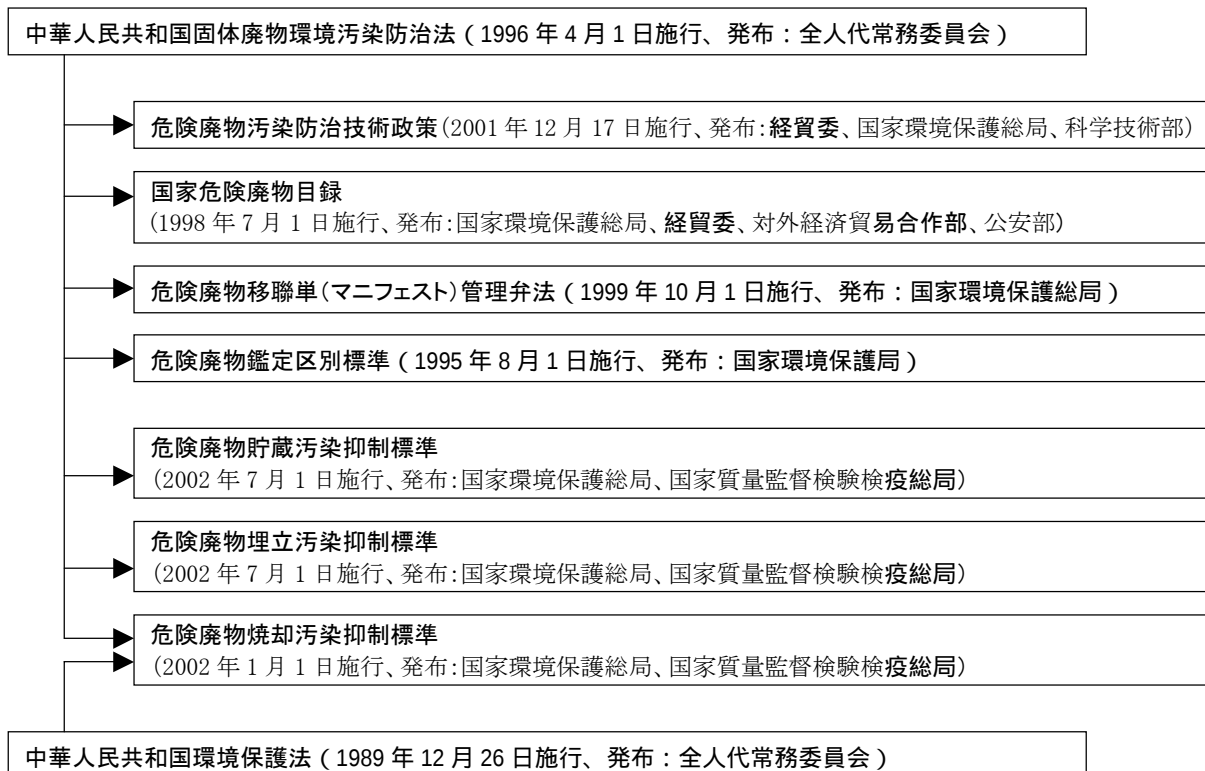
(廃棄物の輸入制限)



(輸入禁止目録)

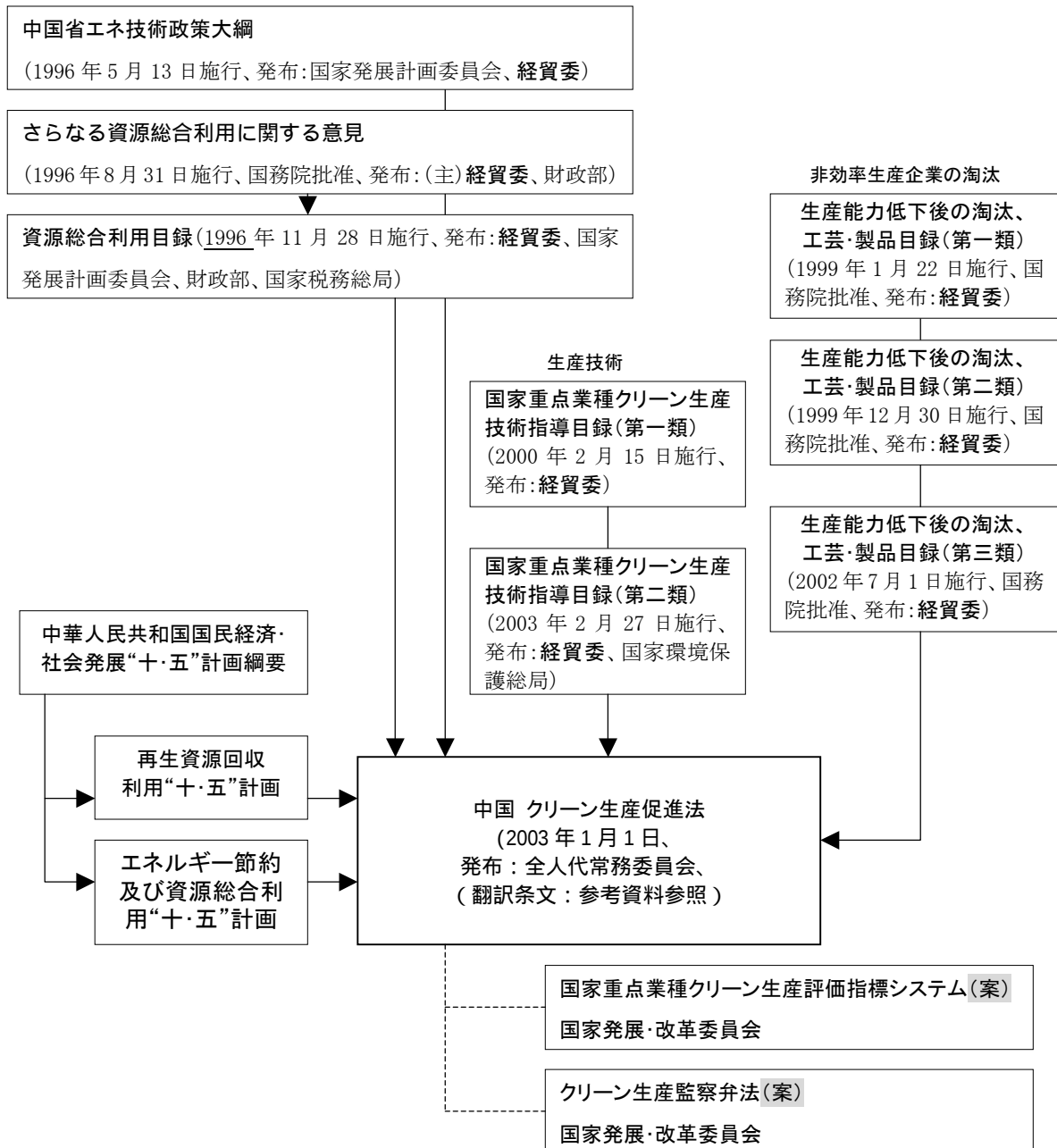


○ 危險廢棄物管理



○ クリーン生産の促進

クリーン生産を包括する「クリーン生産促進法」(条文は参考資料参考)が2003年1月より施行されているが、それ以前には、業界政策としてクリーン生産技術の指導を行う重点業種が第一類と第二類について、効率の低い企業の淘汰を目的とした製品分野リストが第一類、第二類、第三類が定められている。また、医薬業、建材工業、化学工業など業種別の環境保護規定も定められている。現在、評価指標システムや監査に関する法規制について検討されている。



○ 業界政策

日本の古物営業法に相当するとみられる「廃旧金属回収業治安管理条例」や、資源利用に関する増値税などの規定がある。

このなかで、一部資源の総合利用及びその他産品増値税政策に関する通知では、生活ごみ発電に関する記載がみられ、中国においても都市ごみ発電が行われている可能性が示されている。

廃旧金属回収業治安管理条例(1994 年 1 月 25 日施行、発布：公安部)

中華人民共和国資源税暫定条例(1994 年 1 月 1 日施行、発布：国务院)

一部資源の総合利用及びその他産品増値税政策に関する通知

(2002 年 1 月 1 日施行、発布：財政部、国家税務総局)

この中には、城市生活ごみ発電に対する増値税を返納する規定が盛り込まれており、中国において、都市ごみ発電が行われていることを示すものと考えられる。

廃旧物質回収経営業務の増値税政策に関する通知(2001 年 4 月 29 日施行、発布：財政部、国家税務総局)